

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年2月10日（水）17:39～17:54
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

- 根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官
玉置 賢 農林水産省経営局就農・女性課経営体育成支援室長
久知良 俊二 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長
北川 愛二郎 農林水産省経営局就農・女性課経営専門官

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 農業の担い手となる外国人材の就労解禁について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 少し時間が押しておりますけれども「農業の担い手となる外国人材の受入促進」ということでございます。御承知のとおり、特区諮問会議でも、この項目を含めて実現の方向で、最後は総理が判断して、今回の法律に盛り込んでどうかということで、かなり厳格な指示が出ておりますので、このことにつきましても、その方向で議論していただければと思っております。

八田座長が先ほど急遽お帰りになりましたので、代理で原先生のほうでお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○原委員 では、よろしく申し上げます。

○根岸室長 法務省入国管理局の根岸でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

お手元に2月5日付の法務省入国管理局と厚生労働省職業安定局連名の回答ペーパーがあると思います。これは2月5日に御指摘をいただきまして、当日中ということでしたので、本当にその時点の考え方ということしか書いておりませんが、前回のワーキングで、その場での議論でしたので、農水省さんも全部は答えできなかったと思うのですが、残る論点、あるいは懸念事項はどういうものかというお話があって、それは農水省さんとしてどうなのかということではあったのですけれども、どういうことがあるかという話を実はあの後も3省で集まって、その日の夜も議論をしていた状況にあります。そんな中で、農水省さんとしては余り論点がないようなお考えのようでしたので、取り急ぎ、この時点として、まだまだいろいろ整理すべき論点あるいは懸念は多数ありますということをお答えしているものです。

これについては、その後、昨晚、農水省さんから一定のお考えはいただいておりますけれども、まだそれについてさらに確認しないといけないことがたくさんある、あるいはその前にお聞きしているけれども、お答えのないものが多数ある状況にありますので、引き続きそこは整理をしなければならないと思っております。

いずれにしても、内閣府さんからいただいた指摘の中で、細部までは家事支援のときも検討が全部詰まっていたわけではないというような御指摘もいただいているのですけれども、家事支援については、確かにそれは政令に落としたり、指針で書いたり、解釈通知で書いたり、さまざまありますけれども、ある程度細かいところまで含めて、その前に関係省庁間で、これは内閣府の経済財政運営のほうで担当で途中までは進めていましたけれども、そちらが取りまとめとなって関係省庁の協議を半年以上にわたってやってきたものでございます。それについて法案化するということで、最後の法案化作業などはもちろんばたばたになりましたけれども、大もとはしっかり議論があったという点は申し添えていきたいと思っております。

条文案についても修正があれば出すようにという御指示でしたけれども、このような状況ですので、条文案についてどうこうということをお答えできるような段階にないというのが実情でございます。

私からは以上でございます。

○原委員　たくさん論点がありますという話はもういいので、もしその話が続けるのだったら、今度3時間とりますから、残っている論点を全部やりましょう。今日は私も余り時間がないのですけれども、全部とりますから。

○根岸室長　農水省さんとも何時間もかけて議論をしているので、別に3時間やるのがどうこうというわけではないのですけれども、少なくともこの大きな問題については、何時間あればその場で結論が出るかということ、そういう問題ではなくて、そこの議論を含めてあとは検討とか確認というのは、やはりいろいろ必要だと思いますので、何時間とるからその場で決めるぞと言われて決められるものではないと思っております。

○原委員　だから、たくさんありますはもう結構です。全部個別に話しましょう。

では、農水省さん。

○玉置室長 農水省でございます。

前回のワーキングのときに、いろいろ課題があるならそれを出していただきたいということで、まず1つ出させていただいている紙が、2月5日、農水省経営局と記して課題と書いてあるものでございます。先ほど来ありますけれども、外国人の家事支援人材の事業におきましては、第三者管理協議会による監査など、各省連携による管理体制になっております。また、いろいろ受け入れ機関とかその対象となる受け入れ者の技能とか、そういったものを含めて政令などで書かれているわけですが、それも含めて関係省庁で相談をして決めているという状況にありまして、受け入れ企業に法令違反等を起こさせないための管理・監督体制とするためには、農林水産省だけでなく、内閣府、法務省、厚生労働省との連携体制が必要であると考えております。一応これが現時点での最大の課題だと考えております。

あともう一つ紙を出させていただいております。これにつきましては、昨日、弊室のほうから、農業分野における外国人の受け入れの検討に当たり、どのような外国人材の受け入れを想定しているのか、知識及び技能レベルとして想定している具体的な水準や内容、当該レベルを満たすことの判断基準について詳細を示されたいという御質問がございましたので、回答をさせていただくものでございます。

農業分野において受け入れを想定している外国人については、先ほど来ありましたけれども、家事支援人材のスキームを参考としつつ、現時点で以下のとおり考えております。

まず、受け入れを検討する外国人材ですが、我が国において、農業の担い手が規模拡大など経営発展して成長していくときに必要となる労働力の確保について、農業機械の使用とか農作物の肥培管理、家畜の飼養管理など耕作又は養畜の事業に必要な農作業その他の農業及び農業に関連する事業に必要な作業を行う人材といったことを今、考えておるところでございます。

また、知識及び技能のレベルとして想定している具体的な水準や内容、レベルを満たすことの判断基準でございますけれども、これも家事支援人材のスキームを参考にいたしまして、我が国での就労に従事しようとする農業の分野の事業に関する1年以上の実務経験を有する者であることまたは技能実習修了者であること。農業を適切に行うために必要な知識・技能を有する者であることということで、出身国などにおいて人材育成機関が行う一定の研修を修了し、上記の実務経験を有し、かつ、当該国による国外就労のための許可を受けている者であって、我が国の生活習慣に関する研修を修了している者、または技能実習修了者。あとは、農業支援活動を行うために必要な日本語の能力として、国際交流基金及び日本国際教育支援協会が主催する日本語能力試験のN4程度の能力を有する者ということを現時点で考えているところでございます。

以上です。

○原委員 ありがとうございます。

○藤原次長 事務局もあらゆるレベルで関係省庁と、個別にいろいろな議論をしている中で、一番の懸念といたしますか、定義できていない部分は、対象がどんな人材なのかということです。どういった人材を対象にしているか。これはやはり農水省さんのほうで積極的に考えていただきたいところですが、その点を今日お願いして、こういった回答が出ております。

大潟村には本間先生、阿曾沼先生もおいでいただきまして、御議論をいただいている中で、先方の生産者のお話などもありましたが、事務局も随行させていただきまして、基本こういったイメージでそんなに遠くないのかなという気が私は個人的にしておりますけれども、先生方の御意見を頂戴できればと思います。

○本間委員 大体こういう整理でいいとは思いますが、法務省さんのほうでいろいろ問題があるということで、農水省さんの回答の中で何が問題かということ具体的に指摘していただければ、もっとすり合わせができるかと思っております。大潟村でどういうニーズがあるかどうかというのは前回申し上げたところですので繰り返しませんけれども、やはり専門知識を含めて、国内の農業者と海外からの専門知識を持った人たちとのコラボといたしますか、そういうことを通じて日本の農業の可能性をもっと拡大していくということがまさに求められているということですので、ここはぜひすり合わせをしていただきたいと思っております。

○阿曾沼委員 大潟村に行って確認出来た事は、どの期間で何人が必要であるかという具体的な数字が明らかになっているということと、想定している地域についても、非常に具体的な御議論もありました。更に報酬、賃金についても、具体的な希望がありました。それは日本人の就労者との齟齬がないような形の御提案ありましたので、具体的に実現できると良いと思います。

法務省入国管理局と厚労省の2月5日の別紙の農業支援人材の受け入れ云々ということで具体的な6つのことが書いてありますが、(2)の労働需給見通しに係る詳細な分析も地域特性を踏まえて具体案が出ていますし、この6つ条件についても回答がきちんと整理できるのではないかと思います。非常に具体的な案がつかれるのかなと考えました。

以上です。

○原委員 では、もうこれで一旦、具体的な案をさらに御検討いただくということでいいですか。

○藤原次長 この前の話も含めて、今日もお話があったさまざまな論点を検討してまいります。原先生、あるいは本間先生、阿曾沼先生にお時間を頂戴して、当然その前提として事務局も、昨日も関係省庁と何時間もやっていただいている職員もいますが、各論の議論というのにも至急やらせていただくような方向でセットさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○久知良課長 1点だけ申し上げておかなければいけないかと思っているのが、今回、一番懸念しているのは労働基準法の適用の問題です。技能実習の時代には農水省さんの通知

で運用上、労基法の労働時間の適用が適用されるという扱いをしてきたと。今回、ストレートにいくと、それは原則どおり適用されないということになり、それはもちろん割り増し賃金の問題もありますけれども、要するに外国人で、我が国で、一日何時間働かせようと、週何十時間働かせようと、別にそれは法律上問題がないという領域の人が外国人で出来てしまうことについてどう考えるかというお話で、農水省さんのほうでも論点で、日本人との均衡とかいろいろなことを考えなければいかぬということはあるかと思いますが、一方で、本当に労働時間の規制がない人を外国人として初めて日本でつくることになるので、そこをどう考えるかというのは相当慎重に考えたほうがいいのではないかと思います。

○原委員 外国の労働基準法は、農業分野の適用はどうなっているのですか。たしか外国も通常の労働基準法ではなくて、何時間あけないといけないとか、別ルールになっているような。

○久知良課長 いろいろな国があろうかとは思いますが。

○原委員 そこはもう一回整理しておいていただけますか。

○藤原次長 あと、事務局からお願いしているのは、これはむしろ本間先生が御専門なのかもしれませんけれども、要するに、農業はかなり兼業化もされているので、恐らくダブルインカムもある方々などが多い中で、農業に対する労働基準法の適用状況がどういう運用なり制度になっているかということもわからないものですから、そもそも実際にどこまで適用され、今回どうしていくのかというのは、そんなに単純な議論ではないと思いますので、その辺は、昨日も申し上げましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。